

医薬・化学分野の判例情報の活用について

田中 康子*

近年、裁判所がウェブサイト上で判決文を公開するようになり、誰でも気軽に判例情報にアクセスできるようになった。またここ数年、食品や飲料等なじみのある製品や、後発医薬品に関する特許侵害訴訟のニュースを目にする機会が増えている。

判例情報は、学術文献や特許文献とは異なる特殊な文書であるため、法律や訴訟制度になじみのない特許情報利用者にとっては扱いにくい側面があるかもしれない。

本稿では、企業・大学等の図書・情報部門で情報を扱う業務に携わる方々、並びに製薬・化学企業で特許情報を扱う業務に携わる方々に向けて、判例情報の種類や判決文の構成を簡単に説明し、判例情報の入手方法と活用方法について解説する。

キーワード：判例情報、医薬、化学、判例情報の入手、判例情報の利用、裁判例情報、事件番号、判決文の構成

1. はじめに

判例情報¹⁾を入手するためには、30年ほど前までは分厚く何冊にもわたる百科事典の様な判例集を手でめくらなければならなかった。しかし最近では裁判所が裁判例情報をネット上で公開しており、その情報を利用した判例検索システムやデータベースが普及して、ネット上で必要な判例情報が簡単に入手できるようになっている。

判例情報は、医薬・化学分野における特許情報利用者²⁾が通常扱う学術論文や特許文献とは見た目も構成も、そして使われる言葉も異なる上、付与されている番号（事件番号）も独特でとっつきにくいのではないだろうか。また、判例解説や判例を論点ごとにまとめた書籍も存在するものの、法律を勉強した経験のない者や特許出願権利化業務に携わったことの無い者にとっては、なかなか歯が立たないのが現実であろう。とはいえ最近では、切り餅やノンアルコールビールなどの身近な製品や、後発（ジェネリック）医薬品関係の訴訟等、医薬・化学分野の訴訟が紙上をにぎわす機会も増えているので、判例情報を入手、分析して実務に役立てたいところである。

本稿では、判例情報入門として、判例情報の種類、特許事件を扱う裁判所等について簡単に触れてから、事件番号や判決文の構成を説明し、判例情報の入手方法と活用方法について解説する。合わせて最近話題になった事件を例に、医薬・化学分野の判例情報の活用について掘り下げる。

2. 判例情報入門

2.1 医薬・化学分野で利用する判例情報の種類

医薬・化学分野では、上述のように、食品に関する特許訴訟の他、最近では先発医薬品と後発医薬品関係の特許権侵害訴訟、これに端を発する特許無効審判の審決取消訴訟が増加の傾向にある。また特許期間延長制度に関する審決取消訴訟の最高裁判決がここ数年で2件出されている。

このように同分野では、特許権侵害訴訟や、特許庁での無効審判・拒絶査定不服審判の審決取消訴訟に関する判例情報を利用する機会が多そうだ。

2.2 特許事件を扱う裁判所

特許権侵害訴訟事件の第一審は、現在は、東京地方裁判所（以下「東京地裁」）の知的財産権部（民事第29、40、46、47部）、及び大阪地方裁判所（以下「大阪地裁」）の知的財産権専門部（第21・26民事部）で扱われる。以前は、全国の地方裁判所で扱われていたが、知財事件は専門性が高いため、東京・大阪の両地裁に専門部を設けて全国の知財事件を集中して扱うことになった。

続いて第二審（控訴審）は、知的財産高等裁判所（以下「知財高裁」）で扱われる。以前は、東京高等裁判所と大阪高等裁判所の知財専門部にて扱われていたが、2005年4月に知財高裁が設立され、以降知財高裁のみで扱われることになった。

一方審決取消訴訟は、特許庁での審理を経るため、知財高裁に提訴する控訴審が第一審となる。

上告審は、共に最高裁で扱われる。

ちなみに、特許権侵害訴訟は民事訴訟、審決取消訴訟は行政訴訟に分類される。

2.3 事件番号⁴⁾

判決には、事件番号が付与される。事件番号は、年ごと、裁判所ごと、事件の種類ごとに規則的に付与され、上級の

*たなか やすこ エスキューブ株式会社/エスキューブ国際特許事務所

〒150-0001 渋谷区神宮前 6-23-6 石川ビル 5F

E-mail: yasuko.tanaka@s-cubecorp.com

(原稿受領 2016.4.20)

裁判所に事件が移れば新たな番号が付与される。そのため、事件番号を見ればどのような種類の事件でどの裁判所の事件なのかわかる。

特許権侵害訴訟であれば、通常地裁では(ワ)、知財高裁では(ネ)、最高裁では(受)か(オ)が付与される。審決取消訴訟では、知財高裁では(行ケ)、最高裁では(行ヒ)が付与される。詳しくは、最高裁判所、ならびに知財高裁のウェブサイト参照されたい⁵⁾⁶⁾。

例えば、「東京地裁平成 27 年(ワ)第 1025 号」は、平成 27 年の 1025 番目の東京地裁での侵害訴訟となる。また最高裁判決の場合は、さらにどの法廷⁷⁾からの判決かを示すために冒頭に最大(大法廷)、最三小判(第三小法廷)などが付与される。例えば、「最三小判平 26(行ヒ)356 号」は、最高裁判所第三小法廷の、平成 26 年の 256 番目の審決取消訴訟の上告審判決ということがわかる。

3. 判例情報の入手方法

判例情報は、裁判所のウェブサイトの他、商用データベースや知財関係の情報サイト上のデータベース等で入手することができる。

3.1 裁判所のウェブサイト

裁判所のウェブサイトには、「裁判例情報」として判決文が公開されており、検索もできる。以下に説明するように、知財高裁とそれ以外の裁判所とで若干違うデータベースの構成になっているようである。

裁判所が提供するデータベースに共通する特徴として、誰でもアクセスできる点、利用料金がかからない点、判決文が収録されるのが商用データベースより早い点が挙げられる。

3.1.1 裁判例情報へのアクセス

最高裁判所、東京地裁、大阪地裁の各ホームページから、



図 1 http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search7

「裁判例情報」というバナーをクリックすると、図 1 に示すページが現れる。いずれの裁判所のホームページから入っても同じページに行きつく。

この裁判例情報の画面には、「統合検索」「最高裁判所判例集」「高等裁判所判例集」「下級裁判所判例集」「行政事件裁判例集」「労働事件裁判例集」「知的財産裁判例集」の 7 つのタブがある。特許関係の判例情報を検索する場合、どの裁判所の判決かわかっている場合は、該当するタブを、わからない場合は「統合検索」「知的財産裁判例集」を用いると良い。

検索は、裁判所名、事件番号、裁判年月日の他、キーワードで全文検索が可能である。ただし、ワードの処理はされていないのでノイズが入ることがある。

3.1.2 知財高裁のウェブサイト

知財高裁では、最高裁、東京・大阪地裁とは少し異なる「裁判例検索」ができる。

HOME ページ>裁判例情報>裁判例検索と進むと、知財高裁判例集の検索条件指定画面(図 2)にたどりつく。

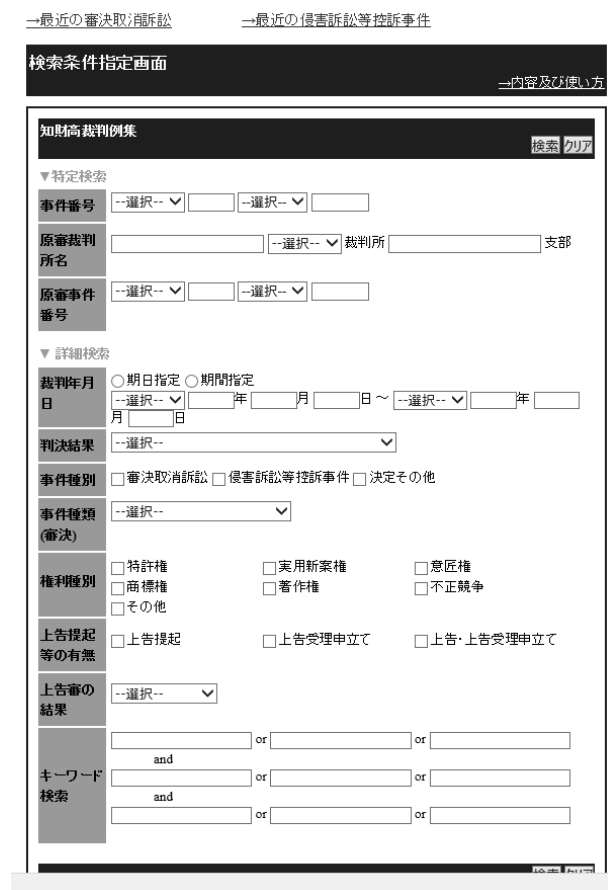


図 2 http://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search

この検索指定画面の特徴は「詳細検索」機能があることであり、「判決結果」、「審決の事件種別」、「権利種別」、「上告提起等の有無」、「上告審の結果」を用いて検索できる。特に、「審決の事件種別」、「上告提起等の有無」、「上告審の結果」を指定できるのが特徴である。「上告等提起の有無」

の情報は、筆者の知る限り、知財高裁のウェブサイト以外では検索できないように思う。

知財高裁での審理は、通常3名の裁判官で行われ、重要な事件は5名の裁判官による大合議となる。大合議事件は通常の事件とは別のページにデータがまとめられており、HOME ページ>裁判例情報>大合議事件と進むと、係属中の事件と終了した事件に分けて情報があり、原審の情報と口頭審理や判決言渡日が掲載されている。

さらに、「知財高裁判例集」の「検索条件指定画面」の上には、「最近の審決取消訴訟」、「最近の侵害訴訟等控訴事件」へのリンクが設けられている他、HOME⁶⁾の「最近の裁判例」というタブにもこれらのリンクが設けられている。リンク先では、事件が時系列に並んでいる。

また平成28年4月1日から、事件情報として「審決取消訴訟（特許・実用新案）係属中事件一覧表／終局事件一覧表」（Excel ファイル）が公開され、HOME⁶⁾の「事件情報」というタブからアクセスできる。このExcel ファイルには、「係属中事件一覧表」と「終局事件一覧表」というシートがある。係属中事件一覧表には、事件番号、事件名、特許番号等、担当部、判決言渡期日が掲載され、終局事件一覧表には、終局日、事件番号、事件名、特許番号等、担当部、終局結果、上訴の有無、上訴の結果が掲載されている。

このExcel ファイルにより、係属中の事件のリストが加工可能な状態で入手できるだけでも非常に有用であるが、さらに終局事件について上訴の有無や上訴の結果、及び知財高裁への訴えが取り下げられた旨が公開され、事件の確定を確認できる。これらは、他者の訴訟動向を調査するうえで非常に有用である。

3.2 商用データベース

学術文献や特許文献と同様、判例情報を収録した商用データベース（DB）がある。

商用DBに共通する特徴として、検索機能や検索項目が充実している点、検索結果を閲覧する際のサポート機能がある点、利用料金がかかる点等が挙げられる。

3.2.1 LexisNexis®AS ONE⁸⁾と Westlaw®Japan⁹⁾

判例・法令情報を取り扱う老舗が提供する日本の判例・法令のデータベースである。LexisNexis®AS ONEは、レクシスネクシスジャパン株式会社が、Westlaw®Japanは、ウエストロー・ジャパン株式会社が提供している。

これらDBは共に、知財関係だけでなく、広く一般の判例や法令、さらにニュースや書籍も収録されている。収録内容、検索機能や利用料金についても、ほぼ同じという感があり甲乙つけがたい。どちらを選ぶかは、利用者の好みによることになるだろう。

これらDBの特徴として、判決文の項目にジャンプできる目次がある点、各判例に法令へのリンク、判例評釈や関連する判決がリストされる点等が挙げられる。判決文は、以下に説明するように読むべきポイントが決まっているので、読みたい項目にジャンプできる点は非常に便利である。また、裁判官名での検索も可能であり、裁判官ごとの判決

の傾向を調査することもできる。

3.2.2 Darts.ip¹⁰⁾

ベルギーに本社のあるDarts.ipという会社が提供するグローバルの知財関係の審判決を収録したDBである。元々ベルギーの特許弁護士が作成していたDBを公開したもので、上記2つの商用DBとはやや趣向が異なる。

特徴の一つは、ファーマフィルタと称して、米国のオレンジブックに収録されているNDA番号、有効成分名、販売名が入っており、これらを使って検索できる点である。例えば、ある医薬品の有効成分名で検索すれば、世界各国でどのような訴訟が起きているかがわかる。医薬分野では市場が国際的であるため事件も国際的である。訴訟や審判の実務において、先行して事件が起きている国の情報を調査する際に、Darts.ipが役立ちそうである。

さらに、各判例に法的論点が索引されている点、訴訟提起後、判決が出ていない段階でも口頭審理の日が指定されるとその事件が収録され、いち早く訴訟の存在を知ることができる点も他のDBにはない特徴といえよう。

3.3 その他ウェブ上の情報

上記DBの他、アスタミューゼ株式会社の特許判例データベース¹¹⁾、株式会社サイエンスインパクトが運営する知財ポータルサイトIP Force上の知財判決速報／裁判例集¹²⁾でも、番号やキーワードによる検索と判決文の入手ができる。利用料は、今のところいずれも無料である。

4. 判例情報の活用方法

4.1 判決文の構成

判例情報を活用するためには、必ず判決文の原文を入手して読むべきである。裁判所あるいはDB会社が作成した判例要旨がある場合は、要旨に目を通してから判決文にあたると理解しやすい。筆者は、常に判決文全文をくまなく読む必要はないと考えており、以下の「読む順番」に示すように、判決の内容を理解するために必要な箇所に重きを置いて読むことが多い。

判決文の構成は、最高裁と下級裁判所（地裁、高裁）とで少し異なり、事件の種類や事案によっても若干異なる。

標準的には、最高裁の判決文は、主文と理由から構成され、下級審判所の判決文は、主文と、事実及び理由から構成される。以下にそれぞれの判決文の構成（例）を示す。

4.1.1 最高裁の判決文（例）

主文
理由
・・・の上告受理申立て理由について
1 事案の概要
2 原審が適法に確定した事実関係等の概要
3 原審は、次のとおり判断して、・・・ 上告人の請求を棄却すべきものとした。
4 しかしながら、原審の示した・・・は、 是認することができない。その理由は、次のとおり

である。

- 5 以上によれば、……審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。(……であるとした原審の判断は、正当として是認することができる。)
- よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

4.1.2 下級裁判所の判決文の構成(例)

主文
事実及び理由
第1 請求(当事者が求めた請求の内容)
第2 事案の概要
1 前提事実(当事者に争いのない事実)
2 争点(当事者間での争いのポイント)
3 争点に関する当事者の主張
第3 当裁判所の判断
1 争点
2 結論

4.2 判決文の読み方

4.2.1 読む順番

以下の順番は、筆者が経験上、より短時間で判決文の内容を理解する方法として実践しているものである。特許権侵害訴訟の判決文を想定して説明するが、他の訴訟でも基本的に同じであると考えられる。

(1) 事案の概要

まず、冒頭にある原告と被告、主文、請求をチラッと見てから、事案の概要を読み、何に関する事件で、どういう請求がされているのか、を大雑把につかむ。続く「前提事実」のうち、「原告の特許権」の記載をチェックして訴訟の対象となっている特許権のクレームを把握する。

(2) 争点

続いて、事案の概要の後半部分に記載されている争点へと移り、何が争いのポイントとなっているのかをチェックする。

(3) 当裁判所の判断

判決文では、争点の次に「争点に関する当事者の主張」が続くが、ここは飛ばして、「当裁判所の判断」を読む。その際、争点として取り上げられた項目のうち、裁判所が判断したのはどの争点なのかを確認する。複数の争点がある場合、裁判所はすべてについて判断するわけではなく、最低一つを取り上げて結論を出す。

「当裁判所の判断」のうち、「争点」が長い場合は、最後に「小括」が記載されていることがあるので、先に「小括」とその次の「結論」に目を通してから、「当裁判所の判断」を読むと読みやすい。

(4) 争点に関する当事者の主張

ここでは、両当事者が、争点についてそれぞれの言い分を自由に繰り広げている。訴訟当事者になった場合は参考

になると思うが、公式見解ではないので、筆者は詳しくは読まないことが多い。ただし、裁判所が判断した争点については、当事者のどういう主張が裁判所をその判断に導いたのか、という観点から目を通すことがある。

4.2.2 Takeawayは何か

「Takeaway」は、日本語で言うとテイクアウト(お持ち帰り)、つまり実務に持ち帰って活かせるポイントである。判例情報を読む際には、事案を理解するだけでなく、「Takeaway」は何かを常に意識して読むようにしたい。欧米の特許事務所が作成する判例ニュースの最後に、Takeawayという項目があることもある。

一般に、特許が関係する訴訟では、争点(論点)は、充足論と無効論に大別される。充足論は、被告製品が原告の特許権を侵害するか否かの論点であり、クレーム解釈の他、直接侵害か間接侵害か、あるいは文言侵害か均等侵害かに関するものである。無効論は、特許要件のうち特許無効理由(特許法第123条第1項)や特許異議申立理由(特許法第113条)になっているものに関する論点であり、審決取消訴訟で審理される他、侵害訴訟の中で特許無効の抗弁(特許法第104条の3第1項)に関して審理される。

訴訟は、単に法律や審査基準を学ぶのとは違って、実際の企業活動等の具体的事案に即して、裁判所が法律等をどの様にあてはめて解釈するのか、を学ぶことができる貴重な材料といえる。よって、どういう場面で、どの論点が、どのように解釈されるのか、という点がTakeawayとなるだろう。あるいは、当事者の主張の仕方や提出した証拠、そのタイミングが事件を左右するような場合もあり、これらも将来の実務に役立てられるTakeawayとなるだろう。

5. 医薬・化学分野の判例情報の活用

次に、最近話題になった身近な事件を例にとりながら判例情報の活用について説明していく。

その前に、判決文になじみのない方は、上述した判例情報の入手方法を参照して以下に紹介する事件の判決文を準備し、手元で参照しながら読んでいただくとわかりやすいので是非試してほしい。

5.1 ノンアルコールビール事件(東京地裁)

東京地裁平27(ワ)1025号(平成27年10月29日)

(1) 事案の概要

まず、冒頭の当事者名と主文、請求をちらっと見てから事案の概要を読むと「ノンアルコールビールに関する特許権を有する原告(サントリー)が、被告(アサヒビール)に対し、被告製品の製造等が特許権侵害に当たると主張して、差止めと廃棄を求める事案」ということが分かる。

続いてその下の「1 前提事実(2)原告の特許権」を見ると、対象の特許第5382754号のクレーム(本件発明)が記載されている。

(2) 争点

本件では、被告は充足論(被告製品が本件発明の技術的範囲に属するか否か)について争わず、争点は、特許法104

条の3第1項（特許無効の抗弁）であったとある。そして被告は、本件特許には以下の無効理由があると主張した。

- ・サポート要件違反
- ・実施可能要件違反
- ・補正要件違反
- ・オールフリーに係る発明（公然実施発明1）に基づく進歩性欠如
- ・ダブルゼロに係る発明（公然実施発明2）に基づく進歩性欠如
- ・米国特許第3717471号公報に記載された発明に基づく進歩性欠如
- ・特開2013-21944号公報に記載された発明に基づくいわゆる拡大先願要件違反
- ・優先権主張が認められないことを前提とする進歩性欠如

(3) 裁判所の判断

裁判所は、上記8つの無効理由のうち「オールフリーに係る発明（公然実施発明1）に基づく進歩性欠如（争点4）」及び「ダブルゼロに係る発明（公然実施発明2）に基づく進歩性欠如（争点5）」を採用し、本件特許は特許無効審判により無効にされるべきものと認められ無効であるので、本件特許権の行使はできない、よって原告の請求を棄却すると判決している。

(4) Takeaway

本件のTakeawayは、以下の二点であると考えられる。

- ・被告が充足論について争わず、特許無効の抗弁だけで対抗した点（通常は充足論と無効論をセットで争うことが多い）
- ・被告は無効理由として、公然実施発明に基づく進歩性欠如を挙げ、裁判所がこれらを採用した点

充足論について争わず、つまり非侵害の主張をせずに被告が勝訴した背景には、少数の企業が市場をほぼ独占するビール業界の中の2社の争いであったことがあるのではないだろうか。つまり、消費者の好みに合わせた商品開発の結果、商品や技術に類似点や共通点があることは避けられない。そこで、充足論で争うよりも、逆に互いの商品を知り尽くしているが故の公然実施発明を利用して特許無効の抗弁で対抗し、この戦略が功を奏したのではないだろうか。特許庁の審査官にとっては入手が極めて難しい公然実施発明を根拠とした点も原告の勝因だろう。この戦略は、他の業界の競合同士の係争でも使えそうである。

5.2 マキサカルシトール事件（知財高裁大合議）

知財高裁平27（ネ）10014号（平成28年3月25日）

本件は、東京地裁での特許侵害訴訟判決（原判決）の控訴審である。原判決では、原告の差止及び廃棄請求が認められた。被告は控訴し、知財高裁で大合議事件に指定された。このケースが大合議事件に指定されたことを知っていれば、知財高裁のHOME>裁判例情報>大合議事件にアクセスして簡単に判決文と判決要旨を入手できる。判決は101頁と長いので、まず要旨を読むと良いだろう。

(1) 事案の概要

大合議事件だけあって概要もやや長い。ただ、医薬分野の特許情報利用者であれば、先発メーカーと後発メーカーの争いであることが容易に理解できると思う。また、このように概要が長い場合は、(1) 当事者、(2) マキサカルシトール、(3) 本件特許権・・・と、項目を拾いながら読んでいくとわかりやすい。

被控訴人は、マキサカルシトールの原末の製法に関する本件特許（特許第3310301号）の請求項13に係る発明（訂正発明）と、控訴人らが輸入販売するマキサカルシトール製剤等の製造方法（控訴人方法）が均等であり、本件特許権を侵害すると主張している。

(2) 争点

争点として以下の二つが記載されている。

- ・控訴人方法が訂正発明と均等なものとして、同発明の技術的範囲に属するか否か
- ・訂正発明についての特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認められるか否か

(3) 裁判所の判断

こちらも項目を拾いながら読んでいくと、裁判所は、上記二つの争点について判断しており、「第5 結論」の手前の「3 まとめ」で、控訴人方法は、訂正発明と均等なものとして、訂正発明の技術的範囲に属するものと認められる、及び訂正発明についての特許が特許無効審判により無効にされるべきものとは認められないとし、「第5 結論」で、原判決を支持し控訴を棄却する旨が記載されている。

長い判決であるが、読み方さえわかれば意外と早く概要が把握できる。

ここまで把握できたら、裁判所の判断の冒頭に戻り、均等論について、特に、第1要件と第5要件の適用について、どのように判断されているかを丁寧に読んでいく。

(4) Takeaway

本件では、医薬・化学分野ではあまり有効でないといわれていた均等侵害が認められた点が大きなTakeawayであろう。

化合物の合成に関する発明について、均等の第1要件を満たし、かつ第5要件の特段の事情にあたらないことが認められ、均等侵害が認められた貴重な例として、有用である。

特に第1要件（非本質的部分）の本質的部分の認定については、均等論の規範とされているボールスプライン事件（最三小判平6（オ）1083号）での判示や原判決には記載されていなかった事項について検討がなされており、今後の実務において大いに参考になるものと思われる。

また、化合物の発明について特許出願する場合は、クレームの書き方（例えば請求項13の置換基Zの規定等）も参考になるだろう。

5.3 ベバシズマブ事件（最高裁）

最三小判平26（行ヒ）356号（平成27年11月17日）

本件は最高裁判決（上告審）のため、上記2件とは判決の構成が若干異なる。

(1) 事案の概要と争点

理由の「・・・上告受理申立て理由について」に続いて事案の概要が次のように記載されている。

「すなわち本件は、特許第 3398382 号（以下「本件特許」といい、本件特許に係る特許権を「本件特許権」という。）の特許権者である被上告人が、本件特許権の存続期間の延長登録出願に係る拒絶査定不服審判の請求を不成立とした特許庁の審決の取消しを求める事案である。」

すなわち本件は、審決取消訴訟の上告審であることがわかる。さらに続きを読むと、争点は、

「延長登録出願の対象となっている特許発明について、当局の承認（先行処分）がされている場合に、先行処分の存在により延長登録出願に係る特許発明の実施に今回の処分（出願理由処分）を受けることが必要であったか（特許法第 67 条の 3 第 1 項 1 号の該当性）」であることがわかる。

尚、上告審は法律審であり、前審判決の違法性が判断されるにとどまるため、事件の事実関係の詳細は、控訴審判決を参照して確認する必要がある。

(2) 争点に対する考え方

「3 特許権の存続期間の延長登録の制度は・・・」で始まる段落に、争点に関する裁判所の考え方が次の通り述べられている。

「出願理由処分と先行処分がされている場合において、延長登録出願に係る特許発明の種類や対象に照らして、医薬品としての実質的同一性に直接関わることとなる審査事項について両処分を比較した結果、先行処分の対象となった医薬品の製造販売が、出願理由処分の対象となった医薬品の製造販売を包含すると認められるときは、延長登録出願に係る特許発明の実施に出願理由処分を受けることが必要であったとは認められないと解するのが相当である。」

(3) 本件へのあてはめ

これにつづく「4 これを本件についてみると・・・」で始まる段落で、上述の考え方を本件にあてはめ、

「以上の事情からすれば、本件においては、先行処分の対象となった医薬品の製造販売が、出願理由処分の対象となった医薬品の製造販売を包含するとは認められない。」としている。

(4) 結論

最後に「5 以上によれば・・・」で始まる段落で、原審の判断を是認する、論旨は採用できないと結論している。

(5) Takeaway

本件は特許期間延長という特殊な事案であるため、若干補足する。争点をかみ砕いて表現すると、用法用量のみが先行処分と異なる出願理由処分に基づく特許期間延長が認められるか、という点である。そして最高裁は、そのような場合も特許期間延長が認められると判断したので、特許期間延長の機会が増えることになった。

Takeaway は、先発医薬品メーカーにとっては、医薬品の製造販売承認を受けたら、これまで延長されないと考えられていた特許を含め、関連特許すべてについて特許期間延長登録出願をする必要があるということである。そして、

後発医薬品メーカーにとっては、これまで延長されないと考えていた特許が延長される可能性があるため、侵害予防調査の際には注意が必要ということになる。

5.4 その他の事件

以上、医薬・化学分野で最近話題となった特許権侵害訴訟を 2 件、特許期間延長制度に関する審決取消訴訟 1 件を紹介した。

同分野では、さらに特許庁での特許無効審判、特許異議申立、拒絶査定不服審判、あるいは訂正審判の審決や決定の取消を求める審決取消訴訟を活用する機会が多いと思われる。これらの訴訟では、主な争点（取消事由）は、記載要件または進歩性といった特許要件である。記載要件では、サポート要件、実施可能要件、及び明確性が、進歩性では、進歩性の具体的な判断における論理づけのための主要素（動機づけ、設計事項、有利な効果、阻害要因等）が論点となることが多く、特に、医薬・化学分野では、数値限定発明やパラメータ発明に関連した顕著な効果やサポート要件・実施可能要件が取消事由となることが、他の分野に比べて多い。

ここでは具体例の紹介は割愛するが、上述の例のように判決文を読み進めていけば、事案の内容、Takeaway を理解できるであろう。特許権侵害訴訟では、原告被告両当事者や関連製品に注目が集まり、業界の動向も加味したうえ、事件全体としてどのような Takeaway があるかに注目する一方、審決取消訴訟では、法令や審査基準に基づく特許庁での判断の行方に注目することになる。

6. おわりに

以上述べたように、判例情報は今日誰でも気軽に入手することが可能である。本稿を読みながら、まずは実際に判決文を手にして目を通していただければ幸いである。最初は、新聞で話題になったような案件から入ると親しみが持て、徐々に判決特有の言葉遣いにも慣れてくるはずである。

とはいえ、判決の内容を反芻して実務に関連づけるのは必ずしも容易ではない。そのような場合、一人で考え込まずに、皆で議論すれば理解が深められる。職場等で判例研究会や判例紹介の場を設けても良いだろうし、あるいは外部の研究会等を利用する手もある。是非トライして、判例情報を皆さんの実務に十二分に活用していただきたい。

註・参考文献

- 1) 最高裁の判決を判例、下級審の判決を裁判例と区別する場合もあるようであるが、本稿では両者を区別せず、「判例情報」には、最高裁、知財高裁、東京地裁、及び大阪地裁での特許権等侵害訴訟の判決、並びに高裁及び最高裁での審決取消（特許庁での拒絶査定不服・無効・訂正審判の審決取消、及び特許異議申立の決定取消含む）訴訟の判決を含むものとする。
- 2) 本稿において「特許情報利用者」は、企業の図書・情報部門や、大学・公共団体の図書館等で情報を扱う業務に携わる方々、並びに製薬・化学企業で特許情報を扱う業務に携わる方々を想定している。
- 3) 最一小判平 21（行ヒ）326 号（判決日：平成 23 年 4 月 28 日）、最三小判平 26（行ヒ）356 号（判決日：平成 27 年 11 月 17

- 日)
- 4) 事件番号について詳しくは、<符号の説明>参照
http://www.courts.go.jp/picture/hanrei_help.html
 [accessed 2016-4-20]
 - 5) 最高裁判所ウェブサイト
<http://www.courts.go.jp/saikosai/> [accessed 2016-04-20]
 - 6) 知財高裁のウェブサイト
<http://www.ip.courts.go.jp/> [accessed 2016-04-20]
 - 7) 最高裁判所機構図
<http://www.courts.go.jp/about/sosiki/saikosaibansyo/index.html> [accessed 2016-04-20]
 - 8) LexisNexis®AS ONE
<http://www.lexisnexis.jp/ja-jp/Products/lexis-asone.page>
 [accessed 2016-04-20]
 - 9) Westlaw®Japan
<http://www.westlawjapan.com/products/westlaw-japan/>
 [accessed 2016-04-20]
 - 10) Darts.ip <http://www.darts-ip.com/ja/> [accessed 2016-04-20]
 - 11) 特許判例データベース (アスタミューゼ)
<http://tokkyo.hanrei.jp/> [accessed 2016-04-20]
 - 12) 知財判決速報/裁判例集 (IP Force)
<http://ipforce.jp/Hanketsu> [accessed 2016-04-20]
 - 13) 特許・実用新案審査基準
https://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/tukujitu_kijun.htm
 [accessed 2016-4-20]

Special feature: Patent Litigation Search. How to leverage court decisions in Pharmaceutical and Chemical area. Yasuko Tanaka (S-Cube Corporation / S-Cube International Patent Firm, 5th Floor, Ishikawa-Bldg 6-23-6 Jingumae, Shibuya-ku Tokyo 1500001)

Abstract: Courts in Japan have published their written decisions in their websites and everybody may access those documents. We often find news relating to a patent infringement case or a trial decision on food/beverage/generic drugs.

However, people who are not familiar with law or court system such as librarians or patent searchers might hesitate to face the court decisions because those look totally different from the technical or patent information.

In this paper, for the librarians or patent searchers, I try to briefly introduce the courts handling IP cases and explain the structure of written decisions, then show how to get and leverage the court decisions in chemical and pharmaceutical areas..

Keywords: Court decisions / Pharmaceutical / Chemical / case number / structure of written decisions